

○国土交通省告示第九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十年二月五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道38号及び一般国道44号改築工事（釧路外環状道路・釧路IC（仮称）から別保IC（仮称）まで）並びにこれに伴う普通河川、排水路及び町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 北海道釧路市北園、昭和、愛国及び広里地内

北海道釧路郡釧路町中央4丁目、中央10丁目、字別保原野南24線、字別保原野南24線東、字別保及び別保東2丁目地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道釧路市北園地内から同道釧路郡釧路町字別保地内の延長16.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道38号及び一般国道44号改築工事（釧路外環状道路）並びにこれに伴う普通河川、排水路及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道38号及び一般国道44号改築工事（釧路外環状道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に係る河川に関する事業に該当し、排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道38号は、滝川市を起点として、芦別市、富良野市、帯広市、北海道白糠郡白糠町等を経て、釧路市に至る延長298.7kmの主要幹線道路であり、一般国道44号は、釧路市を起点として、北海道釧路郡釧路町、同道厚岸郡厚岸町等を経て根室市に至る延長124.1kmの主要幹線道路である。このうち、本件事業は、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線（以下「北海道横断自動車道」という。）に接続する一般国道の自動車専用道路である。

本件事業の存する釧路支庁及び隣接する根室支庁（以下「当該地域」という。）は、牡蠣、サンマに代表される豊富な水産資源を活かした水産業、内陸部の恵まれた草地地帯を活かした生乳等の酪農業をはじめとする畜産業といった第一次産業が盛んな地域であり、また、釧路湿原国立公園や世界遺産に登録された知床などの観光資源を活かした観光産業も盛んな地域であるが、当該地域と他地域とを広域的に結ぶ高速交通ネットワークが存在しない。このため、本件事業の完成は、当該地域内外の連携を強化し、物流輸送の効率化及び観光産業の活性化を通じて地域経済の振興や地域産業の活性化等に寄与するものと期待されている。

また、釧路市及び釧路郡釧路町を通過する一般国道38号及び一般国道44号（以下「現道」という。）は、釧路市及び釧路郡釧路町中心市街地を含む既成市街地を通過し、沿道周辺の域内交通と物流や観光等の通過交通がふくそうし、各所で慢性的な交通渋滞が生じており、主要幹線道路としての機能が著しく低下し、安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にある。なお、平成17年度道路交通センサスによると、現道の交通量は、釧路市寿1丁目地点において、34,204台/日、混雑度1.49、釧路市北大通1丁目地点において、47,219台/日、混雑度2.15、釧路郡釧路町木場2丁目地点において、31,956台/日、混雑度1.50、釧路郡釧路町字別保地点において、13,896台/日、混雑度1.47となっている。

本件事業が完成し、北海道横断自動車道等と連絡することにより、当該地域と他地域とが高速自動車国道及び自動車専用道路で結ばれることになり、水産業及び畜産業においては、当該地域と苫小牧港、小樽港及び新千歳空港等の物流拠点間の物流の効率化、農水産品の品質の保持や安定供給が図られ、観光産業においては、観光圏の拡大による観光開発の促進が図られるなど地域産業の活性化等に寄与するとともに、現道における自動車交通が本件区間に分散し、現道の交通混雑の緩和が図

られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、釧路IC（仮称）から釧路東IC（仮称）の区間については、都市計画手続において、都市計画決定権者である北海道知事が平成10年9月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき環境影響評価を実施し、釧路東IC（仮称）から別保IC（仮称）については、起業者が平成10年10月に任意で環境影響評価を実施したところ、騒音について一部環境基準を上回るものの、遮音築堤を設置すること等の対策により環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し等に伴い、起業者が、平成18年3月に環境影響評価法等に準じて大気質、騒音及び振動について再評価を実施したところ、上記環境影響評価結果と同様に、遮音築堤を設置することにより環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地内において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるタンチョウ、天然記念物であるマガン、ヒシクイ、オジロワシ、オオワシ及びクマガラが確認されている。マガン、ヒシクイ、オオワシ及びクマガラについては、本件事業周辺区域に生息に適している湿地、河川や森林が広域に分布していること、タンチョウについては、本件事業の沿道の一部が生息環境に適さなくなる可能性があるものの、飛行高度を確保するためにポールや植栽等の障害物を設置し、また、代替餌場を創出することにより影響は回避又は低減すること、オジロワシについては、本件事業周辺区域において営巣が確認されているが、オジロワシの生態特性等に精通する有識者等からなる検討会を設置し、継続的なモニタリング調査を実施しており、その結果を受けた環境保全対策を講じることにより影響は回避又は低減することなどから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。また、環境省レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているキタサンショウウオ、絶滅危惧ⅠA類として掲載されているカラフトダイオウ及びホソバドジョウツナギ等が確認されたが、キタサンショウウオについては、橋梁構造により生息地の地形の改変を最小化するとともに、工事施工前には個体を移設し、工事施工中にはネットや進入防止パネル等の設置、粉塵防止ネットの設置、濁水の適切な処理等を施すことにより影響は回避又は低減すること、カラフトダイオウ及びホソバドジョウツナギについては、大部分の生育環境は本件事業の実施区域外であり、多くの生育地は現状のとおり保全されることから影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は北海道教育委員会との協議により記録保存の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道東地域における広域的な高速交通ネットワークの形成、現道の交通渋滞の緩和等を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、釧路市北園地内の釧路IC（仮称）から釧路郡釧路町字別保原野南24線地内の釧路東IC（仮称）までの区間については、平成10年10月23日に決定され、その後、平成19年6月26日に変更決定された都市計画と整合しているものである。さらに、釧路郡釧路町字別保原野南24線地内の釧路東IC（仮称）から同町字別保地内の別保IC（仮称）までの区間については、別保川の右岸側を通過する申請案のほか、別保川左岸を通過する案及び申請案より山側を通過する案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、取得必要面積、支障家屋が最も少ないこと、路線延長及び橋梁等の構造物の施工延長が最も短く、事業に要する期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であり経済性に優れることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、当該地域においては、農水産品の物流輸送の効率化や観光産業の活性化などのため、当該地域内外を連携する広域的な高速交通ネットワークの整備が必要とされているとともに、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業沿線の自治体の長からなる北海道釧路地方総合開発促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道釧路市役所、同道釧路郡釧路町役場

第6 収用の手続が保留されている起業地 北海道釧路市北園、昭和地内
北海道釧路郡釧路町中央10丁目、字別保原野南24線、字別保及び別保東2丁目地内